8月1日

から

現在の

8月1日からは、自宅に郵送される「藤色」の保険証を使用してください。

「オレンジ色」の保険証は7月31日が有効期限です。

から 「藤色」の新しい保険証に

後期高齢者医療被保険者証 有效期限 受付年月日 * 3488 8 to 20 to -MANA -MA 福隆者番号 並びに保険 者の名称を び回

オレンジ色の古い保険証は

するなど、個人情報の取扱いに注意 険証は使用できません。 有効期限 処分してください。 (7月31日) 細かく裁断 を過ぎた保

後期高齢者医療被保険者証 有効期限 交付年月日 被保険者番号 被 所 住 保 険 氏 名 者 生年月日 資格取得年月日 発 効 期 日 部負担金 の割合 3 9 2 2 2 1 0 4 保険者番号 静岡県後期高齢者医療広域連合 並びに保険 者の名称及 部着医療 G域連合印 心即

自宅へ郵送しま 新しい保険証は

す

用できる藤色の保 送します。 筒」で7月中に郵 険証は「黄色の封 8月1日から使

MINE E W 保険証等在中 見本

▲保険証が封入される封筒

をお持ちの人へ 額証)及び限度額適用認定証(限度証) 限度額適用·標準負担額減額認定証(減

ります。交付対象者には、 ※保険証など更新のための手続は必要あ を7月中に郵送します。 ※保険証と認定証は別々に郵送します。 りません。 認定証も8月1日から新しいものにな 新しい認定証

※被保険者の資格を取得した日の前

者保険の被扶養者だった人は、所 日に、会社の健康保険などの被用

送する説明書をご覧ください。

詳しくは、7月に保険証と一緒に郵

減措置の特例も見直されます。 れます。また、保険料均等割の ら2年間は均等割額が5割軽減さ 得割額はかからず、資格取得日か

ように計算されます。 に1度改定されます。 月に決定し、被保険者に通知します。 人口のバランスなどを考慮し、2年 令和2・3年度の保険料は、左記の 保険料は、医療費や現役世代との 後期高齢者医療保険料は、毎年8 料 険 Ш

1年間の保険料の計算方法

保 (限度額64万円)

均 等 割 額 4万2,100円 +

所 得 割 額 (前年の総所得金額等-33万円) ×8.07% 後期高齢者医療保険料

令和2·3年度





